様式第１１号（第５条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

　燃料を使用したものであることを次のとおり証明します。

　　　　　　年　　月　　日

　　年　　月　　日執行　　　選挙

候補者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 燃料供給業者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあってはその代表者の氏名 | |  | | | |
| 燃料供給年月日 | 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号 | | 燃料供給量 | 燃料供給金額 | 備考 |
| 年　月　日 |  | | ℓ | 円 |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |
|  |  | |  |  |

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号欄は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

　３　燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号欄、燃料供給量欄及び燃料供給金額欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

　４　燃料供給業者が小鹿野町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

　５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合は、燃料供給業者は、小鹿野町に支払を請求することはできません。

　６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

　７　公費負担の限度額算出の日数については、無投票となった場合は立候補の届出をした日から無投票が確定した日までとなり、また、選挙運動用自動車の使用に関する有償契約において一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されている場合は、その日数を除いた日数となります。